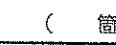
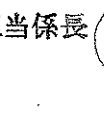


決定（確認）者		<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 助役 <input type="checkbox"/> 局区長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長				
平成 7 年 6 月 22 日 <input checked="" type="checkbox"/> 起案 <input type="checkbox"/> 供覧		文書番号 第 9 号				
平成 7 年 6 月 23 日 決裁又は供覧済み		主管局区・部・課等名				
平成 年 月 日 完結		企画局企画調整部土地利用計画課				
完結年度	類別	共通コード	種別（年）	追番号	廃棄年度	
平成 7 年度	企土計		1 (元)	7	平成 1 年度	
件名 宅地開発要綱の改訂について						
処理案 別添案のとおり改訂します。						
特記事項						
施行（実施）予定日 平成 年 月 日		経費支出 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし				
市長 	助役 廣瀬助役  6月23日	小林助役  6月23日	齋藤助役  6月23日	文書管理者  6月23日	文書主任  6月23日	公印承認 (箇所) 
総務局行政部文書課經由 第 24 号						
局区長 月 日 <b>企画局長</b>	部長 6月23日 <b>企画調整部長</b>	課長 6月23日 <b>土地利用計画課長</b>	係長 6月23日 担当係長	起案者  3801		
関係局区等						
企画調整担当理事	政策部長 	総務課長 	担当係長 			
協議・調整済みの 局区・部・課等名	賃政・緑政・都市計画 下水・道路・建築 局 第32回横浜市土地利用調整会議 (6月21日)					
	局・区				(月日)	
	局・区				(月日)	

本市では、開発関連法規や行財政制度を補って総合的なまちづくりを推進するため、昭和43年8月に横浜市宅地開発要綱を制定し、以来、今日まで、開発事業者等の協力を得ながら、市民の快適な生活環境の確保に努めてきました。その結果、公共施設の整備、公益施設の用地確保、良好な住環境の形成・保全等に一定の成果をあげています。

しかし、昭和59年10月の第3回改訂以来、既に10年以上経過しており、この間、宅地開発要綱をとりまく社会経済情勢もこれまでと大きく変化してきています。また、昨年10月の行政手続法の施行に引き続き行政手続条例の施行も間近に控え、これらとの整合を図る必要が生じています。

このため、学識経験者、建設省、公的開発機関等を含む「横浜市まちづくり制度検討委員会」を昨年の12月に設置し、検討をすすめてきた結果、今年の5月に中間報告を受けました。

この中間報告に基づき、府内でさらに改訂案の検討や調整を進めてきましたが、このたび、関係局等との調整が整いましたので、別添案により改訂します。

〔別添資料〕

- (1) 主な改訂内容案
- (2) 改訂案
- (3) 現行・改訂案対照表
- (4) 第32回土地利用調整会議審議結果
- (5) 「まちづくり制度検討委員会中間報告」

## 宅地開発要綱の主な改訂内容(案)

### 1 主な改訂基準

#### (1) 公園

項目	現行基準	改訂基準案
適用対象面積	0.1ha以上	0.3ha以上
提供基準	開発区域面積の3%以上,かつ,計画人口1人当たり3m <sup>2</sup> 以上	開発区域面積の3%以上,かつ,計画人口1人当たり3m <sup>2</sup> 以上。ただし,開発区域面積の6%を上限とする。
提供条件	無償提供	無償提供
0.3ha未満 開発への対応	①計画人口100人以上は公園提供 ②100人未満は緑の街づくり基金への協力(34,000円/人)	公園提供及び緑の街づくり基金への協力の廃止

#### (2) 公益用地

項目	現行基準	改訂基準案
適用対象面積	0.1ha以上	1ha以上
提供価格	12,000円/m <sup>2</sup>	25,000円/m <sup>2</sup>
提供基準	①住宅系開発 計画人口密度 150人/haまでは開発区域面積の5%以上, 30人/haを超えるごとに0.5%加算 ②非住宅系開発 開発区域面積の2%以上	①住宅系開発 開発区域面積の3%以上 (計画人口密度による加算の廃止)  ②非住宅系開発 廃止
利用目的	公共施設を除く市民生活の福祉増進に必要な公益的施設の用地	・利用目的の明確化 ・代替地利用の廃止

#### (3) 下水道事業開発者負担金

廃止します。

#### (4) 河川改修負担金

廃止します。

#### (5) 要綱遵守の原則

現行基準	改訂基準案
「9 要綱遵守の原則」 本要綱に従わないで行う開発事業は, これを認めない。万一これにしたがわないので行った開発事業に対しては, 本市の行う行政のすべてについて協力しない。	「9 要綱遵守の原則」 開発事業者は, 開発にあたって, 本要綱及び開発指導諸基準の規定を遵守するものとする。

#### (6) 計画人口算定基準

現行基準	改訂基準案
区分 戸当たり人口	区分 戸当たり人口
独立住宅(テラスハウスを含む) 4.0人/戸	独立住宅(テラスハウスを含む) 3.5人/戸
共 同 住 宅 専用床面積30m <sup>2</sup> 以下 1.0人/戸	共 同 住 宅 専用床面積30m <sup>2</sup> 以下 1.0人/戸
専用床面積30m <sup>2</sup> 超え 50m <sup>2</sup> 以下 2.5人/戸	専用床面積30m <sup>2</sup> 超え 70m <sup>2</sup> 以下 2.5人/戸
専用床面積50m <sup>2</sup> 超え 3.5人/戸	専用床面積70m <sup>2</sup> 超え 3.0人/戸

### 2 施行日

ア 「9 要綱遵守の原則」の規定は, 平成7年7月1日から施行します。

イ 第9項以外の規定は, 平成7年10月1日から施行します。

# 横浜市宅地開発要綱現行・改訂案対照

現 行	改 訂 案	改 訂 の 考 え 方
<p>本市では昭和43年8月に開発関連法規や行財政制度を補つて総合的なまちづくりを推進するため、宅地開発要綱を制定し、以来、今日まで、開発事業者等の御協力を得ながら、宅地開発に伴う公共施設の整備や公益用地の取得等について努め、一応の成果をあげてまいりました。しかし、最近の宅地開発は、駆除面積の小規模化とともに、土地の高度利用による人口の高密度化の傾向が一層進んでいますし、また生活環境の場に利便性・快適性を求める住民の声も一層高まっています。</p> <p>そこで、今回の要綱改訂は、その後の社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応しつつ、宅地開発における土地の効率的利用、既成市街地の再整備、都市の活性化といった政策課題に応えるよう</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模な宅地開発事業に対する整備条件</li> <li>2 都心部等の再整備に対する開発事業に対する整備条件</li> <li>3 都市活性化に寄与する開発事業に対する整備条件等について改訂を行いました。</li> </ol> <p>「21世紀を展望する街づくり」へ向けて、本要綱が引き続き適切に機能するよう皆さんのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>昭和59年10月</p>	<p>本市では、開発関連法規や行財政制度を補つて総合的なまちづくりを推進するため、昭和43年8月に横浜市宅地開発要綱を制定し、以来、今日まで、開発事業者等のご協力を得ながら、市民の快適な生活環境の確保に努めてまいりました。その結果、公共施設の整備、公益施設の用地確保、良好な住環境の形成・保全等に一定の成果をあげてまいりました。</p> <p>本市における最近の状況をみると、定住化傾向等による人口安定期を迎える、良質な住宅供給の促進が求められるとともに、快適な住環境の形成や都市防災性の向上に対する市民意識が高まっています。こうした中で公共公益施設については、学校・保育所や下水道の整備が相当程度進捗したことから、今後は高齢者福祉施設、地域コミュニティ施設など地域に密着した施設が重要となるなど、その整備課題は多様化していきます。さらに、土地の効率的活用による良好なまちづくりの促進や行政手続条例の施行等に伴う対応などが求められています。</p> <p>そこで、このたび、これらの課題に応えるため、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中高層住宅に配慮した公園提供基準の見直し</li> <li>2 施設需要を勘案した公益用地の提供基準の見直し</li> <li>3 寄付金、負担金等の制度の廃止</li> <li>4 居住実態に合わせた計画人口算定期準の見直し等の改訂を行いました。</li> </ol> <p>市民生活のすべてにわたり豊かさを実現するまちづくりへ向けて、本要綱が引き続き適切に機能するよう皆さんのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>平成7年6月</p>	<p>横浜市</p> <p>横浜市</p> <p>平成7年6月30日(金)公表予定</p>

現 行	改 訂 案	改 訂 の 考 え 方
<p>1 起 旨</p> <p>横浜市の人団は、昭和53年5月に大阪市を抜き、東京に次ぐが国第二位の都市にふくれ上った。しかも、それまで減少傾向にあつた人口増加率が昭和55年から再び上昇してきており、相變わらず都市化の圧力が強いことが示されている。</p> <p>これら都市化の圧力は、多くの都市施設需要を引き起こし、これに伴う財政負担は膨大なものとなるが、現在の地方行政制度の中で、自治体のみの責任と負担でこれに対応することは極めて困難である。そのうえ、宅地開発の進展は地価の上昇をまねき、本市が公共・公益施設用地を取得する上で多大な財政負担となり、そのためには市街地環境の形成をはかることは、ますます難しくなってきている。</p> <p>これに対し本市は、これまでに宅地造成等規制法、土地区画整理法、都市計画法、建築基準法等の開発関連法令の運用とならんで、昭和43年9月から宅地開発に対して横浜市宅地開発要綱を適用し、開発に伴つて必要となる道路、下水道、公園等の公共施設や学校、上水道、保育所等の公益施設の整備、良好な住環境の形成・保全等において、原図者である開発事業者の協力のもとに、一定の成果をあげてきている。しかし、最近の状況をみると、宅地開発は小規模化、高密化等が一層進んできており、都市に必要な根幹的都市施設や身近な地域の生活関連施設の整備も未だ不十分である。また、まちづくりに開拓する行政のさまざまな分野において市民ニーズが多様化し、地域の総合的なまちづくりに対する住民の関心も高まってきている。</p> <p>これらに対応するため、地域の実情や特性を反映した、自主的かつ独自のまちづくりを進めしていくことがより一層求められており、そのための基準が必要となっている。</p> <p>そこで、都市計画法等の開発関係法令を補い、本市の実情を踏まえた「市民生活のすべてにわたり豊かさを実現する」まちづくりを積極的に進めるための制度として、本市における開拓の基本的考え方を定めたこの宅地開発要綱を今後とも活用し、公共・公益施設の整った良好な都市環境の整備を進めていくこととする。</p>	<p>1 起 旨</p> <p>本市は、これまでに都市計画法、土地区画整理法、建築基準法等の開発関連法令の運用とならんで、昭和43年9月から開拓事業に対して横浜市宅地開発要綱を適用し、開拓に伴つて必要となる道路、下水道、公園等の公共施設や学校、上水道、保育所等の公益施設の整備、良好な住環境の形成・保全等において、原図者である開拓事業者の協力のもとに、一定の成果をあげてきている。しかし、最近の状況をみると、宅地開発は小規模化、高密化等が一層進んできており、都市に必要な根幹的都市施設や身近な地域の生活関連施設の整備も未だ不十分である。また、まちづくりに開拓する行政のさまざまな分野において市民ニーズが多様化し、地域の総合的なまちづくりに対する住民の関心も高まってきている。</p> <p>そこで、都市計画法等の開拓関係法令を補い、本市の実情を踏まえた「市民生活のすべてにわたり豊かさを実現する」まちづくりを積極的に進めるための制度として、本市における開拓の基本的考え方を定めたこの宅地開発要綱を今後とも活用し、公共・公益施設の整った良好な都市環境の整備を進めていくこととした。</p>	

現 行	改 定 案	改 訂 の 考 え 方
<p>2 基本方針</p> <p>(目的)</p> <p>(1) 本要綱は、横浜市の基本理念である「21世紀を展望する街づくり」の方針に基づく良好な都市環境の整備とする。</p> <p>(開発の制限)</p> <p>(2) 開発事業は、都市計画等本市の定める基本計画にしたがうとともに、地域・地区指定の趣旨に沿った計画的開発をはかるものでなければならない。</p> <p>(3) 開発事業は、原則として既存の都市施設能力の範囲内でなければならない。ただし、本市等が行う都市施設整備計画の内容及び実施時期等と十分調整されている場合は、その範囲内とする。</p> <p>(公共施設との均衡)</p> <p>(4) 開発にあたっては、開発に伴って必要となる道路、下水道、公園及び緑地等の公共施設を整備するとともに、学校、上水道、保育所、ゴミ焼却場その他の公益施設用地等についても開発事業者の負担において確保するものとする。</p> <p>(開発規模)</p> <p>(4) 開発事業は、できる限り小規模開発を避け、無秩序な自然破壊を伴わない限りこれをまとめて、そこの地域に必要な諸施設が実質的に確保できるよう配慮されるべき規模とする。</p> <p>(輸送手段等の確保)</p> <p>(6) 開発にあたっては、上記(5)によつて開発区域及びその周辺における公共交通・公益施設を整備するほか、バス輸送等に必要な主要道路及び交通広場等についても開発事業者の負担で整備し、同時に具体的輸送手段についても交通事業者等と事前に必要な協議を完結しておくものとする。</p> <p>(都市計画事業に対する協力)</p> <p>(7) 開発にあたっては、都市計画として定められている都市施設が開発区域内にある場合はもちろん、開発区域周辺部にある場合でも極力これを開発区域に包含し、これを整備することによって都市計画事業の早期実現をはかるものとする。</p>	<p>2 基本方針</p> <p>(目的)</p> <p>(1) 本要綱は、「市民生活のすべてにわたり豊かさを実現する」という本市の<b>基本理念</b>に基づく良好な都市環境の整備を<b>目的とする</b>。</p> <p>(計画的な開発の推進)</p> <p>(2) 開発事業は、本市の定める基本計画に従うとともに、地域地区指定等都市計画の趣旨に沿つた<b>計画的な開発</b>となるよう努めるものとする。</p> <p>(都市施設との均衡)</p> <p>(3) 開発事業は、原則として既存の都市施設の能力の範囲内で行うものとする。ただし、本市等が行う都市施設整備計画の内容及び<b>実施時期等</b>と十分調査されている場合は、その範囲内とする。</p> <p>(公共施設の整備及び公益性用地の確保)</p> <p>(4) 開発にあたっては、開発に伴つて必要となる公共施設を整備するとともに、必要となる公益用地についても開発事業者の負担において確保するものとする。</p> <p>(開発規模)</p> <p>(5) 開発事業は、できる限り小規模開発を避け、これをまとめて、そこの地域に必要な諸施設が実質的に確保できるよう配慮された規模とする。</p> <p>(輸送手段等の確保)</p> <p>(6) 開発にあたっては、必要な道路及び交通広場等についても、バス輸送等に必要な主要道路及び公共交通等についても開発事業者の負担で整備し、同時に具体的輸送手段についても交通事業者等と事前に必要な協議を完結しておくものとする。</p> <p>(都市計画事業に対する協力)</p> <p>(7) 開発にあたっては、都市計画として定められている都市施設が開発区域内にある場合はもちろん、開発区域周辺部にある場合でも極力これを開発区域に包含し、これを整備することによって都市計画事業の早期実現をはかるものとする。</p>	<p>新総合計画の理念に基づいて改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年、47年「まちづくり」「まちづくり」「まちづくり」</li> <li>・ 55年「21世紀を望む街づくり」</li> </ul> <p>基本的な事項として記載する(ただし、文末の表現を変更)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 宅地開発の基準を緩和し、できれば区域に施設を持つこととする。</li> <li>・ 47年、55年 購買と賃貸</li> </ul> <p>基本的な事項として記載する(ただし、表現を変更)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 築地を購入され、公共施設の整備も実現を計る。専門性を持たせる。</li> <li>・ 47年、55年 購買と賃貸</li> </ul> <p>基本的な事項として記載する(ただし、表現を変更)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 築地を購入され、公共施設の整備も実現を計る。専門性を持たせる。</li> <li>・ 47年、55年 購買と賃貸</li> </ul> <p>公施設の整備は求めないため、表題を変更。また、公施設等の例示は削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 宅地開発の基準が公施設出願者の負担において緩和される。</li> <li>・ 47年、55年 購買と賃貸</li> </ul> <p>開発に当ては、子供たが育つための施設整備等を業者の負担において緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 宅地開発の基準が公施設出願者の負担において緩和される。</li> <li>・ 47年、55年 購買と賃貸</li> </ul> <p>自然環境等の保全について別に項目をたてたため、関連部分を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 讲義</li> </ul> <p>開発区城内外の負担や道路規模の表現を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 講義</li> <li>・ 47年、55年 購買と賃貸</li> </ul> <p>基本的な事項として必要(強調、他の章がいが無い)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 講義</li> <li>・ 47年、55年 購買と賃貸</li> </ul>

現行	改訂案	改訂案の考え方
(優先取得等)		
(8) 住宅的施設の建設を目的とした開発事業においては、その分譲又は入居について、本市諸事業の遂行のため必要なと認められた者及び本市市民（市内に勤務先を有する者を含む。）を優先させるよう配慮するものとする。		
(土地利用制限事項等の表示)		
(8) 開発事業者は、開発区域内の土地又は建物を開拓事業者以外の者の使用に供するため、分譲・賃貸等を行いう場合は、本要綱その他の者に譲り受けるものに対し、本要綱その他の者によって遵守することとされている土地利用制限その他の諸制限事項についてこれを継承するものとする。	(土地利用制限事項等の表示)	人口動向は今後とも自然増加中心と予測されているため、必要性は薄い。 ・ 43年 譲り ・ 47年、55年 賃貸比競争
(開発指揮事項等の表示)		
(9) 開発事業者は、開発区域内の土地又は建物を開拓事業者以外の者の使用に供するため、分譲・賃貸等を行っている場合は、本要綱その他の者によって遵守することとされたる土地利用制限その他の諸制限事項についてこれを明確に表示することとし、必要によりこれらを遵守するものとする。	(開発指揮事項等の表示)	開拓行為の遵守
(開発指導諸基準の遵守)		
(10) 開発にあたっては、本要綱によるほか宅地開発技術基準、環境影響評価指導指針、近郊緑地保全区域内開発行為指標制御要綱、風致地区内開発行為規制要綱、文化財保護指置基準、公園绿地設置基準、浄化槽指導基準、産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱、文化財保護指置基準、近郊緑地保全区域内開発行為指標制御要綱、文化財保護指置基準、公園绿地設置基準、産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱、風致地区内開発行為規制要綱、文化財保護指置基準、公園绿地設置基準、給水装置工事設計・施工指針、配水管移設工事等の原因者負担に関する取扱要綱、道路台帳平面図測量作業規程、福祉の都市環境づくり推進指針その他本市の定める指導基準を遵守するものとする。	(開発指導諸基準の遵守)	開拓行為の遵守
(開発指導諸基準の遵守)		
(10) 開発にあたっては、本要綱によるほか宅地開発技術基準、環境影響評価指導指針、近郊緑地保全区域内開発行為指標制御要綱、風致地区内開発行為規制要綱、文化財保護指置基準、公園绿地設置基準、浄化槽指導基準、産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱、文化財保護指置基準、近郊緑地保全区域内開発行為指標制御要綱、文化財保護指置基準、公園绿地設置基準、産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱、風致地区内開発行為規制要綱、文化財保護指置基準、公園绿地設置基準、給水装置工事設計・施工指針、配水管移設工事等の原因者負担に関する取扱要綱、道路台帳平面図測量作業規程、福祉の都市環境づくり推進指針その他本市の定める指導基準を遵守するものとする。	(開発指導諸基準の遵守)	開拓行為の遵守
(開拓行為の実施)		
(8) 開拓施行後の開拓事業者等の責任の原則として必要。		環境影響評価要綱：名称変更 近郊緑地保全区域内開拓行為指導要綱：名称変更 風致地区内開拓行為指導要綱：名称変更 公園绿地設置基準：宅地開拓技術基準に既存 淨化槽指導基準：名称変更 産業廃棄物立跡地利用に係る指導要綱：名称変更 廃棄物物理的処理用地の設定等に関する指導要綱：名称変更 給水装置工事設計・施工指針：名称変更 下水道事業開拓者負担金取扱要綱：負担金既止に伴い消除 道路台帳平面図測量作業規程：名称変更
(開拓行為の実施)		
(8) 開拓事業者は、開拓行為の際には、開拓行為の際に生じた土砂等の搬出に際しては、運搬車両の積み下ろし場所を確保するものとする。		開拓行為の実施
(開拓行為の実施)		
(8) 開拓事業者は、開拓行為の際に生じた土砂等の搬出に際しては、運搬車両の積み下ろし場所を確保するものとする。		開拓行為の実施

現 行	改 訂 案	改 訂 の 考 え 方
<p><b>3 適用対象</b></p> <p>本要綱を適用する対象事業は、次の各号のうち開発区域面積が0.1ヘクタール以上ものとする。</p> <p>(1) 都市計画法に基づく開発行為</p> <p>(2) 都市計画法に基づく一団地の住宅施設の開発事業</p> <p>(3) 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業</p> <p>(4) 新住宅市街地開発法に基づく新住宅市街地開発事業</p> <p>(5) 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事</p> <p>(6) 旧住宅地造成事業に関する法律に基づく住宅地造成事業（事業計画の変更）</p> <p>(7) その他市長が上記と同類とみなす事業</p>	<p><b>3 適用対象</b></p> <p>本要綱を適用する対象事業は、次の各号のうち開発区域面積が0.1ヘクタール以上ものとする。</p> <p>(1) 都市計画法に基づく開発行為</p> <p>(2) 都市計画法に基づく一団地の住宅施設の開発事業</p> <p>(3) 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業</p> <p>(4) 新住宅市街地開発法に基づく新住宅市街地開発事業</p> <p>(5) 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事</p> <p><u>削除</u></p> <p><b>(6) その他市長が上記と同類とみなす事業</b></p> <p>(7) その他市長が上記と同類とみなす事業</p>	<p>現在では、住宅地造成事業に関する法律の適用される事業がない。</p> <p>詳細は運用基準に記載</p> <p>(①既存の敷用地とした開発事業 (既存の敷用地による開発事業) ②新設地盤による開発事業 (新設地盤による開発事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 (3)(5)(6), 宅地盤における事業 (開発, 建築指導, 宅地盤におけるもの)</li> <li>・ 47年 (1)～(6), 上記の事業これらと類似する事業。ただし、規制行為で賦税 (開発許可課)</li> <li>・ 55年 47年と同様に、賦税については開発許可課 (開発許可課)</li> </ul>
<p><b>4 定義</b></p> <p>(宅地開発)</p> <p>(1) 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。</p> <p>(開発事業)</p> <p>(2) 土地開発、土地区画整理その他開発を伴う事業をいう。</p> <p>(開発区域面積)</p> <p>(3) 開発事業を行う区域の全面積をいう。ただし、2以上ある開発事業が一団のものとみなされる場合はそれらの合計面積をいう。</p> <p>(開発事業者)</p> <p>(4) 上記3各号に掲げる事業をいう。</p> <p>(開発事業者)</p> <p>(5) 開発事業を行う区域の全面積をいう。ただし、2以上ある開発事業が一団のものとみなされる場合はそれらの合計面積をいう。</p> <p>(開発事業者及び民間事業者)</p> <p>(6) 上記3の適用対象に該当する事業を行うもので、公共的事業者及び民間事業者をいう。</p> <p>ア 公共的事業者</p> <p>イ 地方公共團体、公団、公社又はこれらに準ずる者をいう。</p> <p>イイ 民間事業者</p> <p>上記以外の事業者（土地区画整理組合を含む）をい</p> <p>う。</p>	<p><b>4 定義</b></p> <p>(開発行為)</p> <p>(1) 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。</p> <p>(開発事業)</p> <p>(2) 上記3各号に掲げる事業をいう。</p> <p>(開発区域面積)</p> <p>(3) 開発事業を行う区域の全面積をいう。ただし、2以上ある開発事業が一団のものとみなされる場合はそれらの合計面積をいう。</p> <p>(開発事業者)</p> <p>(4) 開発事業を行う者をいう。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p>	<p>都市計画法上の開発行為の定義であるため、表題を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年, 47年 (宅地盤)相当措入でいい</li> <li>・ 55年 賦税と賦税</li> </ul> <p>開発の定義は極めて広く、表現として適切でない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 賦税と賦税</li> <li>・ 47年, 55年 賦税と賦税</li> </ul> <p>開発の一体化等による優良開発誘導の観点から必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 賦税</li> <li>・ 47年, 55年 賦税と賦税</li> </ul> <p>59年の要綱改訂以前は、公共的事業者と民間事業者の間の公團負担に差があったため、定義を明確にしておく必要があつたが、59年改訂により同一基準となつたため、本文のみとする。</p> <p>43年, 47年, 55年 賦税と賦税</p>

現 行	改 订 案	改訂の考え方
(計画人口密度)	(計画人口)	公益用地の基準変更に伴い、計画人口密度は不要
(5) 開発事業計画で予定した人口（主として夜間人口）を 開発区域面積（ヘクタール単位）で除した数値をいう。 なお、住宅的施設の計画人口は、別表第2の基準により 算定した数値とする。	(5) 開発事業計画で予定した人口（主として夜間人口）を いう。なお、住宅的施設については、別表の基準により 算定した数値とする。	<p>・ 43年 賽艇（人口微弱）          ・ 47年 賽艇と競輪          ・ 55年 競輪と競馬</p> <p>遊水地は法令に規定するものではないため、区別する。</p>
(公共施設)	(公共施設)	<p>遊水地は法令に規定するものではないため、区別する。</p> <p>・ 43年 個別競輪（開設前の競輪場）          ・ 47年、55年 競輪と競馬</p>
(6) 都市計画令、土地区画整理事業法、同法施行 令に規定する公共の用に供する施設（道路、下水道、広 場、公園、緑地、河川、水路、消防の用に供する貯水池 設、運河船だまり、堤防、護岸、公共物揚場及び遊水池） をいう。	(6) 都市計画法若しくは同法施行令又は土地区画整理事業法若 しくは同法施行令に規定する公共の用に供する施設である 道路、公園、緑地、河川、下水道、河川、水路、消防、 の用に供する貯水池設、運河、船だまり、堤防、護岸及 び公共物揚場並びに遊水池をいう。	<p>公益用地の定義として福祉施設、コミュニティ施設を追加</p> <p>・ 43年 個別競輪（開設前の競輪場）          ・ 47年、55年 競輪と競馬</p> <p>「その他これらに類する公益施設」については、適用基準で 明確にする。</p>
(公益用地)	(7) 公共用地を除く市民生活の福祉増進に必要な地域の公 益施設で次に掲げるものの用地をいう。 地域コミュニティ施設、障害者・高齢者のための地域 福祉施設、学校、上水道、保育所、消防出張所、地域 の文化・スポーツ施設その他これらに類する公益施設	<p>・ 43年 個別競輪（まだ、競輪場の競輪場について競輪）          ・ 47年 競輪と競馬（まだ、競輪場の競輪場について競輪）          ・ 55年 47年と競馬</p>
(7) 公共施設の用地を除く市民生活の福祉増進に必要な公 益的施設（学校、上水道、保育所、消防出張所、ゴミ焼 却場等）の用地をいう。	(7) 公共用地を除く市民生活の福祉増進に必要な地域の公 益施設で次に掲げるものの用地をいう。 地域コミュニティ施設、障害者・高齢者のための地域 福祉施設、学校、上水道、保育所、消防出張所、地域 の文化・スポーツ施設その他これらに類する公益施設	
5 開発の原則 (開発者負担)	5 開発の原則 (開発者負担)	公益施設については、整備は求めていなかっため。
(1) 開発にあたっては、都市施設の整備された市街地の形 成を図るため、開発区域内の宅地及びこれに必要な公共・ 公益施設並びに開発区域外の関連諸施設について必要な整 備又は用地の確保を行うものとし、これに要する費用は 原則として開発事業者の負担とする。	(1) 開発にあたっては、都市施設の整備された市街地の形 成を図るため、開発区域内の土地利用に必要な公共・公 益施設並びに開発区域外の関連諸施設について必要な整 備又は用地の確保を行うものとし、これに要する費用は 原則として開発事業者の負担とする。	<p>・ 43年、47年、55年 競輪と競馬（まだ、競輪場について競輪）</p> <p>表題を変更（行政指導は要綱そのものであり、9項と重複する）</p>
(2) 開発事業者は、開発の計画、設計、工事等その全過程 において、本市の指導に従うものとする。	(2) 開発事業者は、開発の計画、設計、工事等の過程にお いて、本市が行う指導に従うものとする。	<p>・ 43年、47年、55年 競輪と競馬（まだ、競輪場について競輪）</p> <p>（本市諸計画との調和）</p>
(3) 河川の流下能力が不足している地域、上水道の配水管 等の新設計画のない地域（配水管等があつてもその能力 が限界に達している場合を含む。）あるいは下水道計画 及びゴミ処理計画に適しない地域等、開発に必要な公共 ・公益施設が未整備で、開発にふさわしくない地域の開 発は認めない。ただし、下水道計画によると浄化槽の設置を 都合により汚水を公共下水道に直接放流できない場合に おいては、次の基準によるし尿浄化槽の設置をもってこ れに適合しているものとみなすことができる。	(3) 開発に必要な公共・公益施設が未整備の地域における 開発にあたっては、本市の諸計画に適合するよう必要な 整備を行うものとする。ただし、下水道計画については、 本市の都合により汚水を公共下水道に直接放流できない 場合においては、浄化槽指導基準による浄化槽の設置を もってこれに適合しているものとみなすことができる。	<p>・ 43年 競輪と競馬</p> <p>・ 47年、55年 「競輪のない競馬」が開催されている</p>

現 行		改 訂 索		改訂の考え方
開発区域面積	施設の内容	削除	新設	
20ヘクタール以上	地域共同活性化槽（開発事業者による自費建設）			緑の環境保全の觀点から緑化協定を加える ・43年 議決
20ヘクタール未満	原則として20ヘクタール以上に準ずる。 ただし、市が止むを得ないと認めた場合は、し尿角化槽指導基準によるし尿浄化槽とすることができる。			・47年、55年 講義等の講話のみ（緑化計画の説明）
				住宅的施設を目的としない開発事業のために必要 （予定建築物の原則）
				（地区計画等の指定等） (4) 主として住宅的施設の建設を目的とした開発事業は、極力地区計画の指定あるいは建築協定の締結等により、将来にわたっての土地利用の適正化と生活環境の保全をはかるものとする。 (予定建築物の原則)
				（地区計画等の指定等） (4) 主として住宅的施設の建設を目的とした開発事業には、極力地区計画の指定あるいは建築協定の締結等により、将来にわたっての土地利用の適正化と生活環境の保全をはかるものとする。 （予定建築物の原則）
				（5）主として住宅的施設の建設を目的とした開発事業又は住宅部分を含む開発事業においては、宅地開発により整備した公共・公益施設の適正な利用及び機能の保全を図るために、その整備基準となつた計画人口を超えることがないよう、建築行為は原則としてこの範囲内で行うものとする。 (住民等の意見の尊重) (6) 開発事業者は、開発計画を進めるにあたって、その区域周辺の住民等の意見をも十分尊重するものとし、説明会等を通じて、あらかじめ必要な調整を行っておくものとする。
				原則論として必要 （完了公告後の建築行為に対する指導は、困難だが、住環境の保全の觀点から開発事業者に本町の考え方を示す必要はある） ・43年 議決 ・47年、55年 講義に伴う周辺住民とのトラブル解消のため、必要 開発行為に伴う周辺住民とのトラブル解消のため、必要 ・43年 議決 ・47年、55年 講義等の講話のみ（緑化計画の説明）

現 行	改 订 案	改 訂 の 考 え 方
<p>6 公共・公益用地の原則 (道路、下水道等)</p> <p>(1) 開拓事業者は、道路その他の交通施設、下水道・水路その他の排水施設等を上記2の(10)に掲げる開発指導諸基準により整備し、これらを無償で本市に提供すること。 (公園)</p> <p>(2) 開拓事業者は、上記(1)のほか、次の基準による公園を整備し、無償で本市に提供すること。ただし、開発区域面積が0.3ヘクタール未満であり、かつ、計画人口が100人未満である開拓事業については、別に定める基準により「よこはま緑の街づくり基金」への協力にかかるものとする。</p>	<p>6. 公共施設及び公益用地の原則 (道路、下水道等)</p> <p>(1) 開拓事業者は、道路その他の交通施設、下水道、水路その他の排水施設等を上記2の(9)に掲げる開拓指導諸基準により整備し、これらを無償で本市に提供すること。 (公園)</p> <p>(2) 開拓事業者は、0.3ヘクタール以上の開拓事業においては、開拓事業者は、次の基準による公園を整備し、無償で本市に提供すること。ただし、算定した公園面積の最低限度が「150m<sup>2</sup>未満」となるとときは、建築物の敷地内に設ける綠地又は広場に替えることとする。</p> <p>ア 主として住宅的施設の建設を目的とした開拓事業については、開拓区域面積の3%以上であり、かつ、計画人口1人あたり3平方メートル以上とする。ただし、既成市街地(昭和40年の人口集中地区をいう。以下同じ。)の商業地域及び近隣商業地域において、主階を含め1階層以上を商業業務施設とする住宅的施設の建設を目的とした開拓事業については、開拓区域面積の3%を下回らない範囲内で、算定した公園面積の2分の1以上とすることとする。 イ 住宅的施設の建設を目的としない開拓事業については、開拓区域面積の3%以上とする。</p>	<p>参考一 現行規制と課題に照れる諸方針(既存開拓指針)と 0.3ha未満の路地について一律の基準により公認の確保を求めるに比して不適切である。</p> <p>0.3ha未満の路地: 開拓区域面積の3% (既存開拓の3%)以上より6m<sup>2</sup>以上の確保を求めるに比して不適切。</p> <p>43年 公共事業者: 開拓区域面積の6% (既存開拓の1%)</p> <p>既存開拓の6%: 開拓区域面積の3% (既存開拓の3%)以上より6m<sup>2</sup>以上の確保を求めるに比して不適切。</p> <p>47年 主として住宅的施設: 開拓区域面積の3% (既存開拓の3%)以上より150m<sup>2</sup>の底上げ面積(開拓面積0.3ha未満から課題未満150m<sup>2</sup>構)</p> <p>55年 47年と同様 150m<sup>2</sup>の確保に公認を拒む。但し既存路に既存開拓を新規に開拓する場合は、既存開拓の3ha未満から課題未満150m<sup>2</sup>構)</p>

現 行		改 訂		考 要 方	
(公益用地)	(公益用地)	(公益用地)	(公益用地)	(公益用地)	(公益用地)
(3) 開発に伴う学校等の公益施設の設置が都市計画上必要な場合は、その面積に見合った用地を提供することとし、その他の場合は、当該施設用地負担分として、次の基準による用地等を本市に提供すること。 ア 本市に提供する公益用地の面積算定は次の基準によるものとする。	(3) 開発区域面積が1ヘクタール以上の開発事業にあっては、開発事業者は、次の基準による公益用地を提供することとし、本市に提供すること。	ア 主として住宅的施設の建設を目的とした開発事業については、開発区域面積の3パーセント以上とする。 イ できる限り目的に即した場所に集約化し、開発後の平均的な平坦地として整備すること。	ア 主として住宅的施設を建設を目的とした開発事業については、開発区域面積の3パーセント以上とする。 イ できる限り目的に即した場所に集約化し、開発後の平均的な平坦地として整備すること。	ア 必要な場合とその他の場合の区分をしない。 イ 都市計画上必要な場合は、その面積に見合った用地を提供されれば、本では敷地計画としていい。また、その他の場合は、原則的に公設施設の設置により開発区域の影響を抑えるため、43年 現行 地域開発公団の判断として、47年、55年 規制と異議	ア 必要な場合とその他の場合の区分をしない。 イ 都市計画上必要な場合は、その面積に見合った用地を提供されれば、本では敷地計画としていい。また、その他の場合は、原則的に公設施設の設置により開発区域の影響を抑えるため、43年 現行 地域開発公団の判断として、47年、55年 規制と異議
(7) 主として住宅的施設の建設を目的とした開発事業については、開発区域内の計画人口密度150人/haまでを開発区域面積の5%以上とし、これをこえる場合は、計画人口密度30人/haまでをこえるごとに0.5%を加えたものとする。	(7) 主として住宅的施設の建設を目的とした開発事業については、開発区域面積の2%以上とする。	(i) 既成市街地の商業地域及び隣接商業地域において主階を含む1階層以上を商業・業務施設とする住宅的施設の建設を目的とした開発事業については、上記(7)によって算定した面積の2分の1以上とする。 (ii) 上記(i)、(i)もしくは(i)によって算定した公益用地については、開発区域の規模により、別表3に定める面積を限度に、その土地利用を別に定める基準に適合させれば、本市への提供を免除できるものとする。	(i) 既成市街地の商業地域及び隣接商業地域において主階を含む1階層以上を商業・業務施設とする住宅的施設の建設を目的とした開発事業については、上記(7)によって算定した面積の2分の1以上とする。 (ii) 上記(i)、(i)もしくは(i)によって算定した公益用地については、開発区域の規模により、別表3に定める面積を限度に、その土地利用を別に定める基準に適合させれば、本市への提供を免除できるものとする。	ア 開発区域内に確保することを原則とするが、開発区域内に確保することが著しく困難又は不適当と認められる場合は開発区域外(開発後の開発区域内の平均的宅地と等評価以上の土地)とすることができる。	ア 開発区域内に確保することを原則とするが、開発区域内に確保することが著しく困難又は不適当と認められる場合は開発区域外(開発後の開発区域内の平均的宅地と等評価以上の土地)とすることができる。
イ 公益用地は開発区域内に確保することを原則とするが、次のいずれかに該当する場合は、開発区域外(開発後の開発区域の平均的宅地と等評価以上の土地)とすることができる。この場合の開発区域面積は、本市の要請による場合を除き、開発区域外に確保する公益用地面積をも含むものとする。	イ 公益用地は開発区域内に確保することを原則とするが、次のいずれかに該当する場合は、開発区域外(開発後の開発区域の平均的宅地と等評価以上の土地)とすることができる。この場合の開発区域面積は、本市の要請による場合を除き、開発区域外に確保する公益用地面積をも含むものとする。	(7) 開発の目的、規模、位置等により開発区域内に確保することが著しく困難又は不適当と認められる場合	(7) 開発の目的、規模、位置等により開発区域内に確保することが著しく困難又は不適当と認められる場合	エ 本市が賃取る価格は、1平方メートル当たり25,000円とする。ただし、公益施設の設置上必要な用地として上記基準を超えて確保する分は、適正価格とする。	エ 本市と同様の時点修正による価格
(4) 上記アによつて算定した公益用地の面積が150平方メートルに満たない場合	(4) 上記アによつて算定した公益用地の面積が150平方メートルあたり12,000円とする。ただし、学校等の公益施設の設置上必要な用地として上記基準を超えて確保する分は適正価格とする。	ウ 公益用地の提供価格は、1平方メートル当たり25,000円とする。ただし、公益施設の設置上必要な用地として上記基準を超えて確保する分は、適正価格とする。	ウ 本通り 43年6月に値と換えた額を基とした適正価格	ウ 43年6月に値と換えた額を基とした適正価格	ウ 43年6月に値と換えた額を基とした適正価格
（5）開発に伴う学校等の公益施設の設置が都市計画上必要な場合は、その面積に見合った用地を提供することとし、その他の場合は、当該施設用地負担分として、次の基準による用地等を本市に提供すること。 ア 本市に提供する公益用地の面積算定は次の基準によるものとする。	（5）開発区域面積が1ヘクタール以上の開発事業にあっては、開発事業者は、次の基準による公益用地を提供することとし、本市に提供すること。	ア 主として住宅的施設の建設を目的とした開発事業については、開発区域面積の3パーセント以上とする。 イ できる限り目的に即した場所に集約化し、開発後の平均的な平坦地として整備すること。	ア 主として住宅的施設を建設を目的とした開発事業については、開発区域面積の3パーセント以上とする。 イ できる限り目的に即した場所に集約化し、開発後の平均的な平坦地として整備すること。	ア 必要な場合とその他の場合の区分をしない。 イ 都市計画上必要な場合は、その面積に見合った用地を提供されれば、本では敷地計画としていい。また、その他の場合は、原則的に公設施設の設置により開発区域の影響を抑えるため、43年 現行 地域開発公団の判断として、47年、55年 規制と異議	ア 必要な場合とその他の場合の区分をしない。 イ 都市計画上必要な場合は、その面積に見合った用地を提供されれば、本では敷地計画としていい。また、その他の場合は、原則的に公設施設の設置により開発区域の影響を抑えるため、43年 現行 地域開発公団の判断として、47年、55年 規制と異議
（6）開発に伴う学校等の公益施設の設置が都市計画上必要な場合は、その面積に見合った用地を提供することとし、その他の場合は、当該施設用地負担分として、次の基準による用地等を本市に提供すること。 ア 本市に提供する公益用地の面積算定は次の基準によるものとする。	（6）開発区域面積が1ヘクタール以上の開発事業にあっては、開発事業者は、次の基準による公益用地を提供することとし、本市に提供すること。	ア 主として住宅的施設の建設を目的とした開発事業については、開発区域面積の3パーセント以上とする。 イ できる限り目的に即した場所に集約化し、開発後の平均的な平坦地として整備すること。	ア 主として住宅的施設を建設を目的とした開発事業については、開発区域面積の3パーセント以上とする。 イ できる限り目的に即した場所に集約化し、開発後の平均的な平坦地として整備すること。	ア 必要な場合とその他の場合の区分をしない。 イ 都市計画上必要な場合は、その面積に見合った用地を提供されれば、本では敷地計画としていい。また、その他の場合は、原則的に公設施設の設置により開発区域の影響を抑えるため、43年 現行 地域開発公団の判断として、47年、55年 規制と異議	ア 必要な場合とその他の場合の区分をしない。 イ 都市計画上必要な場合は、その面積に見合った用地を提供されれば、本では敷地計画としていい。また、その他の場合は、原則的に公設施設の設置により開発区域の影響を抑えるため、43年 現行 地域開発公団の判断として、47年、55年 規制と異議

現行	改訂案	改訂の方考え方
<p>エ 公益用地に関するその他の注意事項</p> <p>(1) 公益用地は、できる限り自用に即した場所に集約化し、開発後の平均的な負担額として整備すること。</p> <p>(1) 公益用地の提供は、協定等により別段の定めのある場合を除き、建築制限解除又は造成工事完了のいずれか早い時期までに行うこと。</p> <p>(1) 提供された公益用地は、別に定める基準にしたがい公のためにこれを処分することができるものとする。</p> <p>(1) 開発事業のために設置する地域共同浄化槽の用地は、公益用地の面積に算入しないものとする。</p>	<p>(4) 次に掲げる事業には、上記(2)及び(3)の基準を適用しないことができる。 ア 開発区域面積が0.5ヘクタール未満の住宅的施設の建設を目的とした開発事業 イ 都市計画法第4条第11項の第2種特定工作物の建設を目的とした開発事業 ウ 官公署の庁舎、病院、学校（各種学校を除く。）、幼稚園及び保育所その他の社会福祉施設等、公共性の高い施設の建設を目的とした開発事業 エ 都市計画法第11条第1項第8号もしくは10号による開発事業 オ 都市計画法第12条の4により都市計画として定められた地区計画等に基づいて行う開発事業 カ 商業地域及び近隣商業地域において、商業・業務施設の建設を目的とした開発事業 キ 工業専用地域、工業地域及び準工業地域において行う工業・業務施設の建設を目的とした開発事業</p> <p>(適用除外)</p> <p>(4) 次に掲げる事業には、上記(2)の基準を適用しないことができる。 ア 開発区域面積が0.5ヘクタール未満の住宅的施設の建設を目的とした開発事業 イ 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物の建設を目的とした開発事業 ウ 官公署の庁舎、病院、学校（各種学校を除く。）、幼稚園及び保育所その他の社会福祉施設等、公共性の高い施設の建設を目的とした開発事業 エ 都市計画法第11条第1項第8号もしくは第10号に掲げる都市計画施設の整備を目的とした事業又は同法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業で都市計画して定められた開発事業 オ 都市計画法第12条の4の規定により都市計画として定められた地区計画等に基づいて行う開発事業 カ 商業地域又は近隣商業地域において行う開発事業 キ 工業専用地域、工業地域又は準工業地域において行う工業・業務施設の建設を目的とした開発事業</p>	<p>(7)は、(3)～(6)に移動</p> <p>(4)は、「8 公共施設等の管理原則」に組込む (5)は、代替地利用の適正性に伴い削除 (6)は、土地取得上の当然の条件であり、削除</p> <p>・ 43年 跳躍率 開発区域面積の3% (150m<sup>2</sup>未満の場合は150m<sup>2</sup>) 跳躍率 3,000円/m<sup>2</sup> (標準となる跳躍地価額) ・ 47年 跳躍率 調人口額 150人/hat5%、30人/hatなどと0.5%算 非宅2%、150m<sup>2</sup>の底界幅あり 基礎地盤あり</p> <p>跳躍率 3,000円/m<sup>2</sup> (標準となる跳躍地価額) ・ 53年 跳躍率 47と累加額 (底界額上、150m<sup>2</sup>未満の場合は150m<sup>2</sup>) 跳躍率 9,000円/m<sup>2</sup> (標準となる跳躍地価額)</p> <p>要綱10実施時期及び経過措置等の(3)を移動 公、公園地の底界上の累加額であり、計算額を変更した。</p> <p>「その他」については、運用基準で定める。</p> <p>公益用地の非住宅への適用廃止等により、公園と公益用地の適用除外規定を分けることとした。 適用除外の運用については、今後、府内調整手続等を検討する。</p> <p>公共性の高い施設(跳躍率: 諸法第29条第3項に定める上界は該地価額を含む)</p> <p>都計画として定められた開発事業 (住宅施設和耕作地等、開発地計画等)</p> <p>現行のカタログを統合</p>

現 行	改 订 総 判 施 方
<p>ク 賢成市街地の商業地域及び近隣商業地域において、 主階を含め1階層以上を商業・業務施設とする住宅施 設の建設をして行うものの目的とした開発事業で、既存の区画を統合 して行うもの</p> <p>ケ 横浜市都市計画法施行細則第2条の2による開発事 業で、住宅的施設の建設を目的としないもの（社員寮等の付 帯建築物があるものは除く。）</p> <p>ニ その他市長が特に認める開発事業</p>	<p>判 施 除 削</p> <p>ク 都市計画法第34条第10号イの規定による開発事業で、 住宅的施設の建設を目的としないものの（社員寮等の付 帯建築物があるものは除く。）</p> <p>ケ その他市長が特に認める開発事業</p> <p>（6）次に掲げる事業には、上記（3）の基準を適用しないこと ができる。</p> <p>ア 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作 物の建設を目的とした開発事業</p> <p>イ 都市計画法第11条第1項第8号若しくは第10号に掲 げる都市計画施設の整備を目的とした事業又は同法第 12条第1項各号に掲げる市街地開発事業で都市計画と して定められた開発事業</p> <p>ウ 都市計画法第12条の4の規定により都市計画として 定められた地区計画等に基づいて行う開発事業</p> <p>エ 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業</p> <p>オ 既成市街地の住宅密集地区における環境の改善に 寄与する開発事業</p> <p>カ 商業地域及び近隣商業地域において行う主體を含め 1階層以上を商業・業務施設とする住宅施設の建設を 目的とした開発事業</p> <p>（6）参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 43年 都市計画法</li> <li>・ 47年 0.5ha以上の非住宅施設/官公署の倉庫、学校（各種学校を除く）、幼稚園、保育所などの施設、公用施設等公共のための施設（都道府県の申請）</li> <li>・ 55年 47年の判断基準/第2種特定工作物（これに準ずる施設）/都市計画法第12条に販賣引当額 基準で判断面として認められた開発事業（同前のものとむ）（創設の申請）</li> </ul>

現 行	改 訂 案	改 訂 の 考 え 方
7 建設費負担の原則 (負担の原則)	7 建設費負担の原則 (負担の原則)	現状で開発を認めない地域はないと、「なお書き」については、負担金の廃止により削除した。
(1) 開発に必要な公共・公益施設が整備されていない地域の開発は認めないが、その周辺の状況及び開発規模等による総合的判断的判断に基づいて、必要な公共・公益施設は、開発事業者が負担により必要な公共施設の整備又は用地の確保を行うこと。また、開発事業に伴って通常開発区外の道路、上水道、下水道、河川、駅前広場等の都市施設の整備が必要となるので、それらについても原因者としての開発事業者の負担により整備すること。	(1) 開発に必要な公共・公益施設が整備されていない地域においては、その周辺の状況及び開発規模等による総合的判断に基づいて、開発事業者の負担により必要な公共施設の整備又は用地の確保を行うこと。また、開発事業に伴って通常開発区外の道路、上水道、下水道、河川、駅前広場等の都市施設の整備が必要となるので、それらについても原因者としての開発事業者の負担により整備すること。  (2) 上記のうち、下水処理場、污水管きょ、道路、上水道に関するものは計画人口により、上水道に関するものは開発面積により、公共下水道の雨水きょに関するものは本市下水道計画によりそれぞれ負担金を算定する。 なお、地域共同浄化槽を設置してその開発区域内の污水を処理することができる場合は、下水処理場の建設費に課する負担金を免除することができるものとする。	「なお書き」により削除。 ・ 43年 東北、東濃と黒崎 ・ 47年、55年 負担金制度の廃止により削除する。 ・ 43年 地盤を明示した黒崎 ・ 47年、55年 負担金制度の廃止により削除する。  (負担割合) (2) 上記の開発区外開連公共施設等の整備に関する負担割合のうち、下水処理場、污水管きょ、道路、上水道に関するものは計画人口により、上水道に関するものは開発面積により、公共下水道の雨水きょに関するものは本市下水道計画によりそれぞれ負担金を算定する。 なお、地域共同浄化槽を設置してその開発区域内の污水を処理することができる場合は、下水処理場の建設費に課する負担金を免除することができるものとする。
(3) 開発事業の内容及び近隣に施行される公共事業等によって、開発事業者が特に利益を受ける場合は、その受益の程度に応じて必要な負担を求めることがあるものとする。	(3) 同上  (事前協議) (4) 開発に伴う公共・公益施設及び開発区外の関連公共施設等の整備については、本市と開発事業者との事前協議により、整備計画、負担区分及び負担金の納入時期等を定めるものとする。	(公共施設整備等の協議) (3) 開発に伴う公共・公益施設及び開発区外の関連公共施設等についても、あらかじめ、本市と開発事業者との協議において定めるものとする。  ・ 43年 黒崎の廃止 ・ 47年、55年 負担金制度の廃止

現 行	改 計 案	改 計 の 考 え 方
<p>8 複施設の管理原則 (公共施設等の帰属)</p> <p>(1) 駐駕に伴て整備された道路、公園、上水道（流木装置を除く。）及び下水道等の公共・公益施設は、原則として本市に帰属するものとする。この場合、帰属の時期及び手続き等については、本市との協議により定めるものとする。</p> <p>(公益用地の提供)</p> <p>(2) 公益用地の提供は、別段の定めのある場合を除き、建築制限解除又は造成工事完了のいずれか早い時期までに行うものとする。</p> <p>(地域共同浄化槽の管理)</p> <p>(2) 地域共同浄化槽の維持管理は、開発事業者の負担において開発事業者が行う。ただし、当該浄化槽の維持管理を利用者等の第三者に行わせる場合は、あらかじめ本市と協議するものとする。</p> <p>(財産権の帰属)</p> <p>(3) 本市の管理する施設の財産権は本市に帰属する。</p>	<p>8 公共施設等の管理原則 (公共施設等の帰属)</p> <p>(1) 開發に伴って整備された道路、公園、上水道（流木装置を除く。）及び下水道等の公共・公益施設は、原則として本市に帰属するものとする。この場合、帰属の時期及び手続き等については、本市との協議により定めるものとする。</p> <p>(公益用地の提供)</p> <p>(2) 公益用地の提供は、別段の定めのある場合を除き、建築制限解除又は造成工事完了のいずれか早い時期までに行うものとする。</p> <p>(地域共同浄化槽の管理)</p> <p>(2) 地域共同浄化槽の維持管理は、開発事業者の負担において開発事業者が行う。ただし、当該浄化槽の維持管理を利用者等の第三者に行わせる場合は、あらかじめ本市と協議するものとする。</p> <p>(財産権の帰属)</p> <p>(3) 本市の管理する施設の財産権は本市に帰属する。</p>	<p>現行 6-(3)-エ-(1)の公益用地の提供時期</p> <p>公共施設の帰属については、都市計画法（第40条第1項）に規定があるが、公益用地については、公共施設管理者との事前協議に準じた協議の中での提供時期等を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 43年 購入</li> <li>• 47年、55年 購入と賃貸</li> <li>件数はほとんどなく、削除しても支障ない。</li> <li>• 43年 旗下浄化槽における新築及び既存共同化槽の跡地で賃貸が行う。</li> <li>だし、新築時に賃料割引10%を一括に納付する場合は賃料割引とともに</li> <li>• 47年 賃貸なし、本町管轄するに準じて・・・の管理する</li> <li>• 55年 購入と賃貸</li> </ul>

現 行	改 订 案	改 訂 の 考え 方
<p><b>9 要綱遵守の原則</b> 本要綱にしたがわないで行う開発事業は、これを認めない。万二にしたがわないで行つた開発事業に對しては、本市の行政の全てについて協力しない。</p>	<p><b>9 要綱遵守の原則</b> 開発事業者は、開発にあたつて、本要綱及び開発指導基準の規定を遵守するものとする。</p>	<p>不利益取扱いを禁止した行政手続法及び行政手続条例との関係で誤解を招く虞れもあるため、制限的な表現を改めた。 ・ 43年 この要綱に記した開発は、他の規則の取扱い等を離脱する事がないにとどめる。 ・ 47年、55年 この要綱にしたがないで行う開発は、これ認めない。万二にしたがないで行つた開発は、これまでの開発と同様に扱われる。 (建設業者では、本の行政の全てについて協力しない。) 本の行政の全ての規則または法律/市長令の規制否または規制/建設業者に対する規制その他の措置(その他の措置を含む)の適用を離脱する事がないにとどめる。</p>
<p><b>10 対応時期及び経過措置等</b> (実施時期)</p> <p>(1) この改訂要綱は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、この改訂要綱は、昭和60年1月1日から施行する。また都市計画法第30条に基づく開発許可申請は、昭和60年4月1日から受理する。なお開発許可以外で本要綱を適用する開発事業についても、これらに準じた扱いとする。</p> <p>(2) 昭和60年3月31日までに改訂前の宅地開発要綱に基づく協議が成立している開発事業で、計画を変更する場合は、当初協議成立時の基準によるものとする。</p> <p>(3) 二次開発等に対する負担基準の適用緩和) がなされた区域内における開発事業及び從前と同一用途で替える目的で行う開発事業に於ける負担基準の適用については、必要によりすでに本要綱その他のによって負担又は確保されている分を控除することができるものとする。</p> <p>(要綱の改訂と施行の経緯)</p> <p>(4) ア 昭和43年8月制定の要綱は、昭和43年9月1日から施行する。 イ 昭和47年5月改訂の要綱は、昭和47年5月2日から施行する。 ウ 昭和55年5月改訂の要綱は、昭和55年4月1日から施行する。</p>	<p><b>10 施行時期等</b> (施行時期)</p> <p>(1) この改訂要綱は、平成7年10月1日から施行する。ただし、上記9の規定は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>(2) 平成7年9月30日までに改訂前の宅地開発要綱に基づく協議が成立している開発事業で、計画を変更する場合は、当初協議成立時の基準によるものとする。</p> <p>(3) 土地区画整理事業を施行した区域、その他のすでに開発がなされた区域内における開発事業及び從前と同一用途で替える目的で行う開発事業に於ける負担基準の適用については、必要によりすでに本要綱その他のによって負担又は確保されている分を控除することができるものとする。</p> <p>(要綱の改訂と施行の経緯)</p> <p>(3) ア 同左 イ 同左 ウ 同左</p>	<p>3カ月の周知期間を置くこととしたが、第9項の規定の施行については、行政手続条例の施行に合わせる必要があるため、7月1日施行とした。</p> <p>「6 公共施設及び公益用地の原則」の項に入れる。</p> <p>二 平成59年10月改訂の要綱は、昭和60年4月1日から施行する。</p>

(別表第1) 公益用地算定期面積率一覧表  
表略

現 行 改訂案 削除

(別表第2) 計画人口算定期基準  
表略

1世帯当たり人口の減少等を勘案し、実態に即した基準となるよう見直した。

区 分	戸当り人口(人/戸)
独立住宅(テラスハウスを含む。)	4.0
専用床面積 30平方メートル以下	1.0
" 30平方メートルをこえ 50平方メートル以下	2.5
" 50平方メートルをこえ あるもの	3.5
併用住宅	住宅部分については上記基準による。

計画人口算定期基準

(別表)

区 分	戸当り人口(人/戸)
独立住宅(テラスハウスを含む。)	3.5
専用床面積 30平方メートル以下	1.0
共同住宅	30平方メートルを越え 70平方メートル以下
" 70平方メートルを越えるもの	2.5
" 70平方メートルを越えるもの	3.0
併用住宅	住宅部分については上記基準による。

(別表第3) 本市への提供を免除できる公益用地面積の限度  
表略  
(参考図) 6 (2)…アによる既成市街地  
図略

削除

免除制度(6(3)ア(i))の廢止に伴い削除する。

公団及び公益用地の緩和規定(6(2)ア及び6(3)ア(i))の改訂に伴い削除する。

横浜市方針決定書“宅地開発要綱の改訂について”  
平成7年6月22日 起案  
主管局 企画局企画調整部土地利用計画課

## 横浜市まちづくり制度検討委員会中間報告書

～横浜市宅地開発要綱見直しの基本的考え方～

(5)

平成7年5月

## はじめに

本委員会は、昨今のまちづくりをめぐる社会経済情勢の著しい変化に対応するため、横浜市宅地開発要綱（以下「本要綱」という。）の見直しの基本的な考え方、及びこれから新たな時代に対応し得る横浜市にふさわしいまちづくりの誘導制度を検討することを目的として、平成6年12月に発足した。

すでに周知のとおり、平成4年6月には都市計画法の改正（平成5年6月施行）による開発許可対象面積の引き下げ（1,000平方メートルから500平方メートル）や用途地域の細分化（8地域から12地域）がおこなわれ、横浜市においても小規模宅地開発技術基準を策定するとともに、用途地域の見直しについても手続きが進められているところである。

また、昨今の開発動向をみると、バブル経済の崩壊に見られるような経済情勢の変化の中で民間開発が減少しており、内容的には、小規模な共同住宅開発が増加している。

施設面では、高齢社会に対応する地域型福祉施設や、地域に密着した身近な市民利用施設に対する需要が増加すると同時に、多様化してきている。また、住環境整備など、まちづくりに対する市民の意識もしだいに高まってきている。

さらに、平成6年10月には行政手続法が施行され、同法の趣旨にのっとり、本年3月には「横浜市行政手続条例」が制定されたところである。この行政手続法及び行政手続条例は、行政指導は相手方の任意の協力によって実現されるものであるという一般原則を定め、行政指導の性格を明文化している。

このようなめまぐるしい社会経済情勢の変化の中で、まちづくりにかかる今日的な課題や行政手続条例の施行に的確に対応し、現在、本要綱が抱えている課題に早急に応えるため、見直しの基本的な考え方をまとめ、中間報告とした。

なお、今後、引き続きまちづくりに関する新たな制度についても、さらに議論を深め、まちづくり制度の新たな体系を検討して、最終報告としてまとめていくこととする。

平成7年5月

横浜市まちづくり制度検討委員会

委員長 小林 重敬

「横浜市まちづくり制度検討委員会」  
委員名簿

(順不同 敬称略)

委員長	小林 重敬	横浜国立大学工学部教授
委 員	高見澤 邦郎	東京都立大学工学部教授
"	磯 部 力	東京都立大学法学部教授
"	宇賀 克也	東京大学法学部教授
"	林 泰義	(株)計画技術研究所所長
"	尾 見 博武	建設省建設経済局宅地開発課長
"	澤井 英一	建設省都市局都市計画課長
"	岡本 圭司	建設省住宅局市街地建築課長
"	木村 芙美雄	住宅・都市整備公団市街地開発課長
"	長久保 美昌	横浜市住宅供給公社理事長
"	大澤 正之	横浜市財政局理事(財政部長)
"	大森 正	横浜市財政局管財部長
"	池田 武文	横浜市緑政局公園部長
"	森 誠一郎	横浜市都市計画局都市計画部長
"	吉里 弘明	横浜市道路局道路部長
"	長澤 育	横浜市下水道局管理部長
"	田島 秀一	横浜市建築局建築指導部長
"	矢島 宏	横浜市建築局宅地指導部長
"	足立 光生	横浜市企画局長
"	清水 利光	横浜市企画局企画調整担当理事
"	金近 忠彦	横浜市企画局企画調整部長

横浜市まちづくり制度検討委員会 中間報告書 目次

ページ

1 宅地開発要綱によるまちづくり指導の評価	1
2 宅地開発要綱見直しの基本的考え方	5
3 まちづくりに関する誘導制度の今後の課題	11

## 1 宅地開発要綱によるまちづくり指導の評価

本要綱は、激増する開発に伴う急激な人口増加に対応し、各種公共・公益施設の整った誰もが住みやすいまちづくりをすすめるため、開発関連法規や行財政制度を補完する総合的なまちづくりの制度として昭和43年に制定された。

この間、昭和43年に11,000ヘクタールであった市内の宅地は、平成5年には、18,000ヘクタールにまで達しており、これは市内における開発圧力がいかに大きかったかを示している。

このため、昭和43年に200万人であった人口は、昭和60年には300万人に達し、平成6年には330万人にまで増加している。特に、児童・生徒数については、昭和46年から昭和57年までの12年間、年に1万5千人程度づつ増加し、毎年15校から20校程度の小・中学校を建設しなければならない状況となった。

このような状況の中で、本要綱は、25年余にわたり、横浜市のまちづくりに関する総合的な制度として、特に、宅地開発に伴い必要となる道路・下水道・公園等の公共施設整備や学校・保育所などの各種公益的施設の用地確保をはじめ、良好な住環境の維持・保全を確保するための建築協定の締結促進等に大きな成果をあげ、横浜市のまちづくりにかかる基盤整備に貢献してきた。

### (1) 道路・下水道等の都市基盤施設整備について

本要綱は、開発許可を要する行為はもとより、区画整理事業や開発許可を不要とされる開発行為や宅地造成工事等についても適用されており、これにより道路、下水道等の都市基盤施設の整備に貢献してきた。

道路整備の状況をみると、幅員4.5メートル以上の道路は、昭和43年には約2,300キロメートルであった延長距離が、平成5年度末にはおよそ2倍の約4,500キロメートルとなっており、開発行為や、都市計画道路の整備などの市の事業により基盤整備が進んできたといえる。

また、下水道整備については、昭和43年度末に市域面積の3パーセント（人口の9パーセント）であった普及率が、平成5年度末には市域面積の62パーセント（人口の95パーセント）を占めるに至っており、飛躍的な伸びとなっている。

道路・下水道の整備については、市による整備量も多いことから、本要綱に基づく整備量のみを算出することは困難であるが、要綱制定時から現在までの開発許可と土地区画整理事業の施行面積が、全体で市域の約20パーセントにおよぶ9,200ヘクター

ルに達していることを考えると、本要綱が、道路、下水道といった都市基盤施設整備に貢献してきたことは明らかである。

さらに、治水対策として、遊水池等の整備が行われ、平成5年度末には、1,868カ所（遊水池816、調整池1,052）、貯留量約2,950,000立法メートルに達しており、治水安全度の確保に貢献している。

## （2）公園・緑地の整備について

横浜市の都市公園は、昭和43年度末に243カ所、165ヘクタール余であったものが、平成5年度末では1,961カ所、1,182ヘクタール余となっており、25年間で箇所数で8倍、面積で7倍に達している。

そのうち、開発等に伴う提供公園等の面積は、450ヘクタール余となっており、公開公園全体の40パーセントを占めている（ただし、本要綱の基準による整備分は約110ヘクタールで、提供公園等の約25パーセント）。

また、提供公園の箇所数は、1,530カ所余で、公開公園全体の約80パーセントを占めている。

以上のことから、横浜市においては、比較的規模の小さい市民にとって身近な街区公園等は、開発等により整備されたものが大多数を占めており、本要綱が、良好な生活環境の形成に大きな役割を果たしてきたといえる。

## （3）公益用地について

公益用地については、本要綱において「公共施設の用地を除く市民生活の福祉増進に必要な公益的施設（学校、上水道、保育所、消防出張所、ごみ焼却場等）の用地」と定義されている。

この公益用地は、横浜市の学校・保育所・消防出張所等の公益的施設の整備のために必要となる用地を、開発者から低廉な価格で提供を受けるものであり、本要綱の中でも根幹をなす制度といえる。

本制度は、住宅地開発の拡大による急激な人口増加に伴い、必要となる義務教育施設等を地方自治体の限られた財源の中で整備していくことが困難であったことから、主として住宅建設を目的とする開発等に対し、用地の提供を要請してきたものである。

本要綱により取得した公益用地は、平成5年度末までで約307ヘクタールであり、そのうち約210ヘクタール（約70パーセント）が小・中学校用地となっている。これは学校150校分（既開校121校）に該当し、昭和43年度以降に開校した市立の

小・中学校（258校）の約60パーセント（既開校分の約50パーセント）を占めており、公益用地が横浜市の義務教育施設整備に果たしてきた役割が、いかに大きかったかを物語っている。

また、保育所、消防出張所、市民利用施設など、その他の公益的施設用地としても65ヘクタール（約20パーセント）程度が利用されており、公益用地として取得した土地は、概ね本来の用途に活用されてきている。

しかし、残りの約30ヘクタール（約10パーセント）は、公共事業に伴う代替地（予定を含む）として利用されており、この代替地が横浜市の公共事業の促進に寄与してきたことは評価できるが、公益用地の利用用途としては、問題点を含むとの見方もある。

#### （4）寄付金・負担金等について

##### ア 下水道事業開発者負担金

下水道事業開発者負担金は、水洗化告示区域外における開発等に対し、開発に伴う人口増加に対応する下水処理場の建設費相当分として、計画人口1人当たり5万円（平成6年度現在）の負担金を徴収している。

負担金は、平成5年度末までで約260億円となっており、横浜市の下水処理場建設費用の一部に充てられてきた。

##### イ 河川改修負担金

河川改修負担金は、改修計画が決定済みで、かつ改修を急ぐ必要がある河川流域の開発から、河川ごとに開発面積1平方メートル当たり1,000円から1,900円の負担金を徴収している。

負担金は、平成5年度末までで約160億円となっており、河川改修費の一部に充てられてきた。

##### ウ よこはま緑のまちづくり基金

緑のまちづくり基金は、昭和59年の第3回改訂により設けられた制度であり、開発面積3,000平方メートル未満かつ計画人口100人未満の開発について、従来の公園提供に代えて1人当たり34,000円の寄付金としたものである。

基金総額は、平成5年度末で約20億円となっており、そのうち約半分の10億円が開発等による寄付金となっている。

本基金は、原資を取り崩さず、利子の運用により「花やぐ横浜事業」など市民参加

の緑化事業に活用されており、市街地における緑化活動の普及・啓発に貢献してきたが、公園整備に直接的には結びついていない。

#### (5) その他

##### ア 建築協定の締結に関する指導

昭和47年の改訂において「建築協定の締結」にかかる条項が盛り込まれ、住宅地開発を行う際に建築協定を締結するよう指導してきている。この結果、平成5年度末までに開発に伴い約180件（全認可件数の約3分の2）の建築協定が締結されている。

建築協定などの普及は、計画内容の担保、良好な住環境の形成、身近なまちづくりに対する市民意識の醸成等、まちづくりの上からも極めて重要な制度であり、今後の制度にも引き継ぐ必要があると考える。

##### イ まちづくり関連要綱との連携

本要綱では、開発にあたって宅地開発技術基準、環境影響評価指導指針、文化財保護措置要綱、福祉の都市環境づくり推進指針等、各種まちづくり関連要綱等の遵守を定めており、これらが、開発の事前審査や事前協議を通じて、開発指導全体に反映されると同時に、相互に連携することによって総合的なまちづくりを進める上で、大きな成果をあげてきている。まちづくりに関する施策は、極めて多岐にわたるため、各制度間の調整や連携を図ることが不可欠であり、今後の制度検討の中でも重要な要素になると考える。

## 2 宅地開発要綱見直しの基本的考え方

前述のとおり、本要綱は、市民の快適な生活環境を確保する街づくりの制度として、宅地開発に伴う公共施設の整備や公益用地の確保等に一定の成果をあげ、良好な生活環境の形成に寄与してきている。

しかし、本要綱も昭和59年の前回改訂から既に10年以上経過しており、その間、横浜市の都市基盤整備も着実に進む一方、市民のまちづくりに関する意識の高まりの中で、市民ニーズは行政のさまざまな分野においてますます多様化してきている。また、要綱をとりまく社会経済情勢も大きく変化してきている。人口面では社会増が減少し、安定期を迎えており、内容面では少子化の進展の中で児童・生徒数が減少を続ける一方で、高齢者人口は増加の一途をたどり、平成7年1月の約35万人（対人口比10.6パーセント）が平成22年には約67万人（対人口比17.5パーセント）にまで達すると予想されている。

開発動向の面では、バブル経済の崩壊や地価の高値安定により、民間の開発動向は依然としてにぶく、その結果、開発の小規模化、高密化に拍車をかけており、このような状況の中で、昨年8月には国から宅地開発等指導要綱の行き過ぎ是正についての通達が出されている。

また、法制面では、都市計画法令の改正により、市街地における道路、下水道等の都市基盤施設の整備水準の向上を目的として開発対象面積が500平方メートルに引き下げられると同時に、住居系用途地域の細分化による土地の効率的活用が求められている。

さらに、本年7月には、横浜市行政手続条例が施行されることとなっている。この条例は、行政指導の性格と限界について、行政手続法と同様的一般原則を定めるだけでなく、一步進めて、行政指導が、横浜市における良好で快適な市民生活を確保するうえで今後も欠くことのできないものであるという認識から、その必要性を積極的に位置づけている。

### 第30条（行政指導の趣旨）

市の機関は、その任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を適切かつ円滑に達成するため、特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為（処分を除く。）をすることができる。

### 第32条（行政指導の継続等）

行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わない場合には、その従う意思がない旨の明確な表明の有無、当該行政指導の目的とする公益上の必要性と相手方が受ける不利益との比較等を総合的に判断して、当該行政指導を継続するか否かを決定しなければならない。

第36条（行政指導の趣旨等の公表）

市長その他の執行機関は、自ら又は所管の市の機関が行う行政指導に協力が得られない場合において、市民間の公平性を確保し、若しくは利害の調整を図ることが困難となり、又は市民が不利益を被る恐れがあると認めるときは、当該行政指導の趣旨及び内容を公表することができる。ただし、許認可等又は不利益処分に至るまでの過程において行う行政指導にあっては、当該許認可等又は不利益処分がなされた後においては、この限りでない。

以上のように、一方で市民ニーズの多様化や社会経済情勢の大きな変化、他方で行政指導を含む行政手続全般の「公正の確保」と「透明性の向上」という要請に応えるため、宅地開発要綱について早急な見直しが求められている。

そこで、本要綱の各項目につき、次のような基本的考え方に基づき、具体的な見直しを進めるべきである。

(1) 開発者負担の適正化

ア 公園提供基準

本要綱による公園の提供基準は、住宅系開発においては開発区域面積の3パーセント以上かつ計画人口1人当たり3平方メートル以上、非住宅系開発においては開発区域面積の3パーセント以上を原則としている。

一方、都市計画法（同法施行令）は、公園の整備基準を開発区域面積が0.3ヘクタール以上の開発行為について、原則として開発区域面積の3パーセント以上としており、土地区画整理法（同法施行規則）は、原則として施行地区内に居住することになる人口について1人当たり3平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の3パーセント以上と定めている。

都市計画法の基準が3パーセントとなっているは、都市計画法の制定時には戸建住宅を目的とした開発行為が一般的であったため、1ヘクタール当たりの計画人口は100人程度であり、開発区域面積の3パーセントは、人口1人当たり3平方メートルに対応し得る基準となっていたことによるものと考えられる。

しかし、大都市圏において、中高層住宅建築物を目的とする開発が主流となっている今日、開発区域の3パーセントと人口1人当たり3平方メートルでは整備基準が大幅に異なる結果になっており、計画人口に対応した基準の設定が必要となっている。

また、昭和58年の宅地開発等指導要綱に関する措置方針（建設事務次官通達）の中でも、公園については開発区域面積の3パーセントかつ計画人口1人当たり3平方メートルを確保することを基本としている。

以上のことから、横浜市の現行基準は、基本的には妥当な範囲と考える。

ただし、中高層住宅等においては、同程度の面積規模で負担が極端に異なる場合もあり、用途地域制にふさわしい土地利用、負担の公平性等を勘案しながら、上限を設ける等の配慮が必要と考える。

なお、前述の事務次官通達においても、中高層住宅に対する負担への配慮等について述べられている。

#### イ 公益用地提供率の適正化

公益用地の提供率は、住宅系開発においては計画人口密度が1ヘクタール当たり150人までを開発区域面積の5パーセント以上、これを超える場合は、計画人口密度が1ヘクタール当たり30人までを超えるごとに0.5パーセントを加算し、非住宅系開発においては、開発区域面積の2パーセント以上となっている。

これまで、公益用地はその大半が学校施設に利用されていたが、最近の横浜市の児童・生徒数の推移をみると年間約1万人づつ減少しており、新設校も年間2~3校程度となっている。また、今後2010年までに必要とされる新設校の用地も用地確保済みのものを除くと概ね20ヘクタール程度と想定されており、学校用地確保にかかる公益用地の役割は、ほぼ終了したといえる。

一方、高齢社会への対応、市民ニーズの多様化に伴い福祉施設や市民利用施設については、これまで以上に市民に身近な、地域に密着した施設が求められており、横浜市の新しい総合計画である「ゆめはま2010プラン」の中でも地域ケアプラザ（地域ケアセンターを含む）やコミュニティハウスなど、中学校区程度の住区エリアを対象とする施設の整備が計画されている。

また、先の阪神大震災においても市街地における身近な広場等が住民の一時避難場所や延焼防止に大きな役割を担ったこと、及び、被害を最小限にくい止めるためには、地域における初期の防災活動や救助活動が重要であることを踏まえ、広場機能や消防団等の活動拠点、防火水槽、防災資機材等の保管機能を備えた地域防災施設なども新たに公益用地の利用用途として加えることが望ましい。

これらの施設は、開発に伴い居住することになる住民が直接利用することとなる施設であり、公益用地の新しい利用目的として適当と判断される。

しかし、これらの施設用地は、学校用地と比較した場合、規模的には極めて小規模なものであり、また、公共事業に伴う代替地のように再検討の余地がある利用方法もあるため、公益用地の適用対象面積及び提供率については、必要性を十分検討し、実

態に即した緩和をする必要があると考える。

また、非住宅系開発については、大多数が既に適用除外とされているうえ、今後は施設需要も比較的少ないと判断されるため、適用対象から除外することが適当と考える。

#### ウ 公益用地の用途の明確化

本要綱に基づく公益用地は、開発者の負担と協力によって確保されるものであり、利用目的については、これを明確にしていく必要がある。しかし、公益用地の取得にあたっては、開発行為等の計画時の協議から提供を受ける造成工事完了時までに長時間を要する。このため、利用目的を特定して取得することが困難な場合も多いが、協議方法等の改善により開発者に利用目的を明示できるよう努める必要がある。

#### エ 公益用地提供価格の適正化

公益用地の提供にあたっては、現在1平方メートル当たり12,000円で横浜市が買い取っているが、この価格は昭和59年に改訂された後、10年以上据え置かれており、平成7年1月の地価公示価格（横浜市の住宅地の平均価格は1平方メートル当たり316,900円）と比較しても乖離が大きいため、適正な引き上げが必要と考える。

なお、価格の設定に当たっては、この間の地価動向を十分勘案し、合理的な設定をする必要がある。

#### オ 負担金・寄付金制度の適正化

##### (ア) 下水道事業開発者負担金

下水道事業開発者負担金については、次に掲げるようその必要性及び負担を求める合理的根拠が希薄となっており、廃止することが望ましいと考える。

- ・ 平成5年度末で、下水道普及率が全人口の95パーセントに達しており、処理場の建設も順調に進んでいる。
- ・ 下水道普及率の上昇に伴い負担金徴収額も年々減少しており、下水道整備費に占める割合も1パーセントに満たない状況となっている。
- ・ 開発区域（水洗化告示区域外）から公共下水道までの接続工事は、従来から事業者が自費工事で整備している。

#### (1) 河川改修負担金

河川改修負担金については、次に掲げるようにその必要性及び負担を求める合理的根拠が希薄となっており、廃止することが望ましいと考える。

- ・ 同一の開発で下流の河川改修負担金の徴収と遊水池の設置で、二重負担となる可能性がある。
- ・ 河川を含むあるいは接する開発については、河川法を根拠として改修工事（工事原因者の工事の施行）または負担金（原因者負担金）の徴収が可能である。
- ・ 開発区域面積が1ヘクタール以上の開発が対象となっているが、適用される開発が年々減少し、それにつれて負担金徴収額も減少しており、河川改修事業費に占める割合も1パーセントに満たない状況となっている。

#### (4) よこはま緑のまちづくり基金への協力

よこはま緑のまちづくり基金への協力金は、0.3ヘクタール未満の小規模開発について、従来の公園提供に代えて寄付を受けているものであるが、公園整備事業以外の緑化事業に運用されており、使用目的を再検討する必要がある。

また、寄付金を直接事業に活用せず、利子のみを事業費に充てており、開発地住民への還元方法を検討する必要がある。

以上のことから、基金への協力制度はその必要性も含め、再度検討する必要がある。

#### (2) 要綱遵守の原則

横浜市の宅地開発要綱には、「要綱遵守の原則」と題する項目において、要綱に従わぬいで行った開発事業に対しては、本市の行政の全てについて協力しないという制裁的な規定が盛り込まれている。

一方、行政手続法及び行政手続条例は、行政指導の性格について、相手方の任意の協力によって実現されるものであるとし、「相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない」としている。

要綱遵守の原則は、元来、制裁を目的とするものではなく、要綱の前文にも明記されているとおり、要綱が適正に機能するために事業者等に理解と協力を求めることが本来の趣旨である。従って、これまで本規定に基づき制裁が行われた事例もない。

そこで、不利益取扱いを禁止した行政手続法及び行政手続条例との関係で、誤解を招く虞れもあるため、制裁的な表現はこれを改めることが適当である。

### (3) その他

#### ア 適用対象面積

現在、宅地開発要綱の適用対象面積は、0.1ヘクタール以上の開発行為等とされているが、都市計画法の開発許可対象面積は、500平方メートルにまで引き下げられている。しかし、0.1ヘクタール未満の開発における課題は、道路、下水道の整備であり、これに関しては、既に小規模宅地開発技術基準で対応しているため、本要綱において適用対象の引き下げは必要ないと考えられる。

ただし、新しい制度を検討するにあたっては、まちづくりの幅広い観点からの誘導を可能とするため、都市計画法の対象面積と整合を図ることが望ましい。

#### イ 計画人口算定基準

計画人口の算定基準は、現在、戸建住宅が4人、共同住宅が専用床面積の規模に応じて、3.5人から1人の範囲で設定されているが、核家族化や少子化等の進行により、世帯人口が減少していること及び住宅の質の向上を誘導する上からも実態に即した見直しが必要と考える。

### 3 まちづくりに関する誘導制度の今後の課題

#### (1) まちづくりにおける行政指導の必要性

自治体は、都市計画法、建築基準法などの法令によって、まちづくりに関するさまざまな権限や役割を与えられている。これらの法令の基準の中には、自治体ごとの裁量や地区レベルでの計画に基づく基準設定がある程度認められている規定もあるが、まちづくりに対する自治体の責務は、これらの法定権限を機械的に執行するだけで果たせるものでないことは、あらためて言うまでもない。

そこで全国の自治体では、地域の実情に最も良く適合した総合的なまちづくりを積極的にすすめるため、複雑な利害関係の調整を図るとともに、法令の定める基準を補いながら、各種の行政指導やまちづくりに関する協定等を活用してきたところである。

とくに、近年では、住環境、景観、自然保護、福祉、防災、文化、スポーツなど、広い意味でのまちづくりに関連する行政のさまざまな分野において市民ニーズが多様化し、地域の総合的なまちづくりに対する住民の関心もより一層高まってきているため、法令に定める基準だけで、地域の実情や特性を反映した自主的かつ独自のまちづくりを進めていくことはますます困難となっている。

このため、多様化する住民のニーズに的確に応えるとともに、地域の個性を生かしたきめ細かいまちづくりを実現していくためには、単なる定率的、定型的な基準だけではなく、地域性を踏まえた個別、具体的な対応がますます重要なものとなっており、まちづくりにおいて、それを実現していくための自治体の基本的な行政手法として、地域の実情を反映した合理的な行政指導が、これまで以上に必要となっている。

なお、すでに述べたとおり、行政手続法及び横浜市行政手続条例は、行政指導の性格やその限界を明文化している。このため、これらの規定を踏まえ、これまで行われてきた行政指導について、行政運営における「公正の確保」と「透明性の向上」の観点から再検討し、その行政目的や公益上の必要性及び効果等を総合的に判断しながら、その内容や運用のあり方を見直すことが必要となっている。

しかし、行政手続法及び横浜市行政手続条例に定められているのは、およそ行政指導に共通する本来的な性格であり、これらの規定によって、行政指導に新たな限界が設定され、その結果、これまで行われてきた行政指導が否定されることになったと理解すべきでない。したがって、行政手続法及び横浜市行政手続条例の施行後においても、まちづくりにおける行政指導の必要性はいささかも減じるものではない。

## (2) まちづくりに関する誘導制度の今後の課題

行政手続法及び行政手続条例の制定に加え、バブル経済の崩壊等、経済情勢の変化に伴う民間開発の減少や開発内容の変化に伴う小規模な共同住宅開発の増加、高齢社会に対応する福祉施設や地域に密着した身近な施設などに対する市民ニーズの多様化、景観や居住環境の向上といった地域のまちづくりに対する市民意識の高まりといった社会経済情勢の大きな変化の中で、これからまちづくりを進めるにあたっては、次のような新たな課題への対応が求められており、これらの課題に的確に対応していくためには、横浜にふさわしい独自のまちづくり誘導制度を整備していくことが望まれる。

- ア 市民のまちづくりへの関心の高まりのなかで、市民主体、市民参加のまちづくりが求められており、市民参加の新たな手法や計画参加手続きのルール化が必要となっている。
- イ 従来の全市一律のまちづくりから地域特性に配慮した地区レベルのきめ細かなまちづくりが求められており、これに対応する新たな誘導手法を検討していく必要がある。
- ウ 開発の小規模化や減少の中で従来の規制型・負担型のまちづくりから誘導型・創造型へのまちづくりが求められており、制度の再構築が必要となっている。
- エ まちづくりに関する分野はその対象範囲が広く、行政内部でも担当部署が多岐にわたっているため、制度全体の関係や横浜市の目指すまちづくりの方向が外部に必ずしも明確になっていない。このため、まちづくりに関する制度の総合性、一体性を確保すると同時に、各々の制度の位置づけを明確にする必要がある。
- オ 開発行為等の許認可手続きは、その審査部署が多くしかも複雑であり、申請者の多くの手間と時間を必要としている。このため、事務の簡素化、迅速化の観点から、担当部署が一括で審査、協議する機関や審査制度の明確な位置づけと活用が必要となっている。
- カ 行政手続法や行政手続条例の制定及び自治体のまちづくりに関する行政指導にかかる最高裁判例（昭和60年7月16日 建築確認処分留保事件、平成5年2月18日 教育施設負担金返還請求事件）などにより、行政指導の性格と限界が明確になり、行政指導に対する市民等の意識も変化してきている。このため、自治体が地域の個性を踏まえたまちづくりを進めていくためには、これまでの要綱や指導指針等による行政指導の見直しにとどまらず、条例化等を含めた、より公正で透明性の確保された制度の制定が必要となっている。
- キ 今回の阪神大震災においても、高度な都市機能に支えられた大都市の被害が、従来の想定を大幅に上回るものであったことを踏まえ、行政、市民、企業の連携のあり方を再検討しつつ、災害に強い安全なまちづくりをすすめる必要がある。